

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業案

福祉総合相談課相談支援担当

1 趣 旨 貧困の連鎖を防止することを目的に、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進する。

- >> 貧困世帯や要保護児童等、厳しい家庭状況にある子どもに、学習支援を糸口として「居場所」を用意する。
学力向上のための指導が主眼ではなく、学習支援を含む様々な活動、体験の機会を設ける中で、対人関係や自尊感情の獲得、育成を図る。
- >> 市では上記の場の創設について、第3次地域福祉計画（H27-H31）の重点施策※1としている。
また、生活困窮者自立支援制度の市町村事業にも位置づけられているため早期の実施が必要である。

2 事業内容 以下の取り組みを通して、学習支援の場の創出・充実を図る。

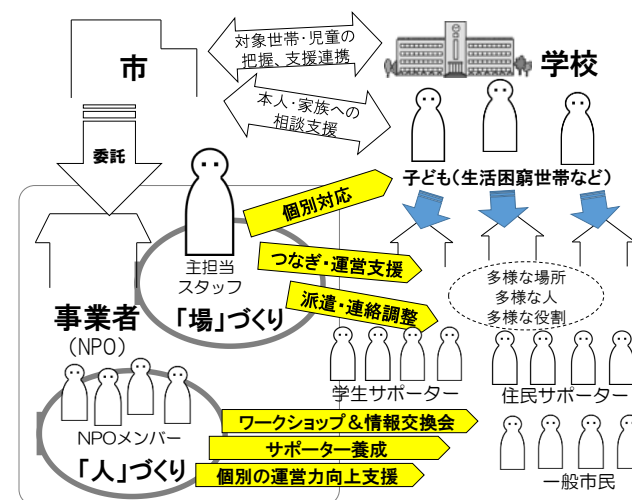
- >> 場の確保と人材育成を包括的・継続的に行う体制づくりを、ノウハウのある事業者に委託する。

① 「場」づくりの取り組み

- >> 市内各所で一人ひとりに応じた身近な支援の場の創出を、地域の資源と住民力を活かして行う。
 - ・場の創出と運営支援 …… 新規設立、既存の活動等との連携、場へのノウハウ・教材の提供
 - ・利用者への個別対応 …… 本人・家族との信頼関係構築、場へのつなぎ、市との連絡調整
 - ・サポーターの確保 …… 場所の提供ほか運営協力者、学生サポーター等の確保・派遣調整

② 「人」づくりの取り組み

- >> 子どもとの関わりや環境設定、持続的な運営等に関する指導・助言、研修等を行う。
 - ・普及啓発 …… 関心ある市民に協力を募るワークショップ、情報交換会の開催
 - ・サポーター養成 …… 貧困の実情や支援の実際を学び、担い手として養成する継続的な研修の実施
 - ・場の運営力向上支援 …… 場の運営者側に向けて、各現場の課題に即した指導・助言、学習会の実施



3 実施根拠等 生活困窮者自立支援法に基づく事業として行なう。

- >> H24年4月福祉総合相談課の設置以来、世帯全体で複合的に課題を抱える中で、子どもの将来が脅かされているケースが多数ある。
- >> 子どもの6人に1人が貧困とされるなど、子どもの貧困対策や働けない若者支援が国を挙げて課題となっている。
- >> 生活困窮者自立支援制度において「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」が設けられ、自治体の実情に応じた実施が求められている。

4 予算額及び財源等

- 委託料 (内訳)
- ・コーディネートに係る主担当者ほかスタッフ人件費
 - ・教材（アプリ、紙教材）
 - ・研修等運営費・講師謝金等

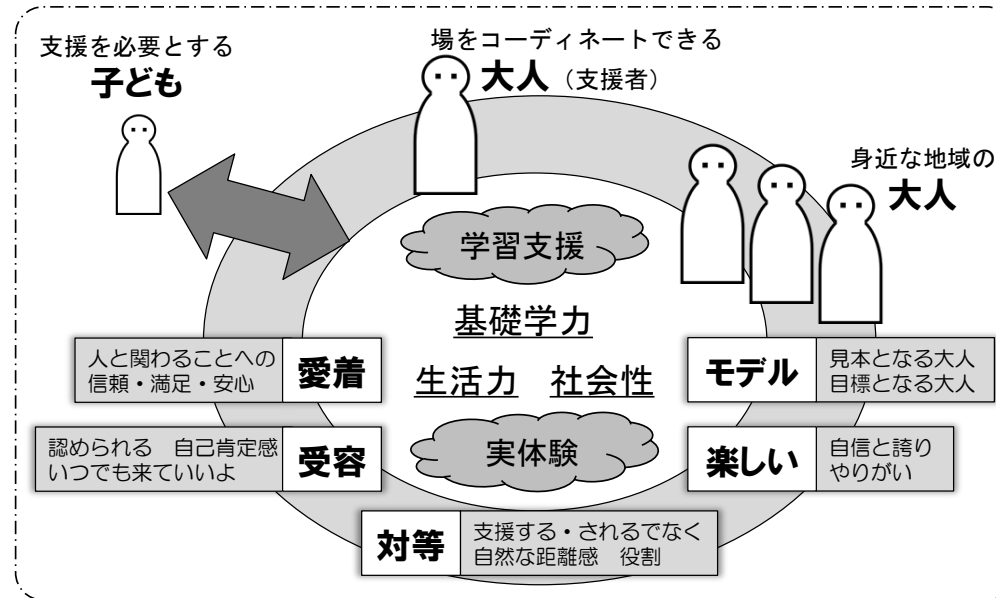
* 財源等 国1/2、一般財源1/2

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 H28 基準額(事業費ベース)
基本基準額(人口7万人以上～10万人未満) 9,000千円

「すべての子どもが自信と誇りをもって成長できるための地域の支えをつくります」

- 生活困窮世帯や要保護児童など厳しい状況にある子どもが、生まれた環境にその後の人生を左右されるのを防ぐため、地域の安心できる大人との関わりの中で、自己肯定感が獲得でき、生きるための基礎的な力（学力、生活力、社会性）が育まれるような場を用意します。子どもたちに日々関わる様々な場がその受け皿となるよう、人材育成をすすめます。

仮称・みんなの広場



厳しい家庭環境を補うものとして、生活力や社会性に結びつく多様な実体験と、家庭学習を補うための学習支援を提供する支援

- 市内の身近なあちこち（第4層）に存在する、子どもたちが歩いていける場であること
- 1つのことを成し遂げる達成感や、人からほめられ認められるなどの成功体験を重ね、学ぶ意欲や自信を高める場であること
- 広場に関わる大人もまた役割や居場所を獲得できること